

消費者委員会 公共料金等専門調査会 第12回電力託送料金に関する調査会（令和2年11月5日開催）における専門委員の主な個別意見の概要（託送料金制度改革の詳細設計に関わるものに限る）

令和 2 年 11 月 30 日
内閣府消費者委員会事務局

※消費者委員会 公共料金等専門調査会 第12回電力託送料金に関する調査会における委員の発言を、消費者委員会事務局が適宜要約・整理したものである。詳細は、議事録を参照されたい。

※専門委員の個別意見であり、電力託送料金に関する調査会、公共料金等専門調査会及び消費者委員会の全体として取りまとめた意見ではない。

※託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）の詳細設計に関するものを抜粋した。

託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）について

- ① 安定供給の指標のうち、デジタル化など長期で見れば消費者のメリットとなるものの、規制期間を5年とした場合の事業者のコスト負担とは、投資スパンが必ずしも一致しないものもあると思われる。そのような場合の対応を考えていく必要があるのではないか。
- ② サービスレベル向上の指標のうち、顧客満足度のところに「一般送配電事業者がステークホルダーと協議を行うことも一案」との記載がある。今後、災害対応のレジリエンス向上や地域サービス向上においては消費者目線が非常に重要になってくるため、消費者意見の収集プロセスを含めてより良い方法を検討していただきたい。
- ③ レベニューキャップ制度の目標項目設定については、様々な性質の指標があると思われる。それらについては、指標の設定や評価の指針といったものが必要になり、それらをきちんと開示しなければならないのではないか。中でも、定性的な指標については、目標の達成度合いの評価やインセンティブの付与に関して、具体的にどういう形で行うか、ステークホルダーがどのように関与するかが重要である。指標の評価にあたっては、消費者委員会が何らかの形で意見を述べる機会を確保していただきたい。

以上